

かみのやまファンクラブ「E N G I N E～縁人～」規約を次のように定める。

平成31年3月1日

かみのやまファンクラブ「E N G I N E～縁人～」規約

(名称)

第1条 本会は、「かみのやまファンクラブ『E N G I N E～縁人～』」(以下「当会」という。)と称する。

(目的)

第2条 当会は、上山市(以下「本市」という。)を応援する会員によって構成され、より本市の発展につなげることを目的とする。

(事務局)

第3条 当会の事務局は、観光・ブランド推進課シティプロモーション推進係(以下「事務局」という。)に置く。

(会員規約)

第4条 会員は、入会方法にかかわらず、入会した時点で全てこの会員規約(以下「規約」という。)に同意するものとする。

2 この規約は、本市が提供する当会のサービスを会員に適用するものとする。

3 当会は、予告なく規約を改定することがある。ただし、会員に重要な影響を与える規約改定の場合は、相当な期間において事前に通知するものとする。

(会員)

第5条 この規約において「会員」とは、規約を承諾のうえ、当会が入会を案内し、指定する手続に基づき、入会を申し込み、当会がこれを承認した個人とする。当会への入会を申し込むことができる対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 上山市ふるさと納税の寄附を行った者

(2) 上山市外在住で、かみのやまファンクラブ関連のイベントに参加した又は参加する予定がある者

(3) 上山市を応援する活動を行った又は行う予定がある者

(4) 前各号に該当する者の家族又は知人

(5) その他市長が認めた者

2 申込に当たって、当会に入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)が次の各号に該当する場合は、入会を承諾しないものとする。

(1) 実在しない場合又は実在が疑われる場合

(2) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合

(3) 過去に規約の違反等により、当会の入会が取り消された場合又は退会処分され

たことがある場合

- (4) 入会申込の内容に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがある場合
 - (5) その他会員とすることが不適当であると当会が判断する場合
- 3 当会は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を撤回できるものとする。
- 4 入会の際に入会希望者が申告する登録情報の全ての項目に関して、虚偽の申告は、一切認められないものとする。
- 5 同一名義、他人名義又は虚偽名義を利用するなど、複数の会員情報登録は不可とし、1名の会員につき、1つの会員番号のみを発行する。
- 6 会員は、当会の会員特典を受けることができる。なお、会員は、パソコン又は携帯電話等でインターネットを利用できる環境にないと会員特典の一部を受けられない場合がある。
- 7 当会から会員に対し、送付物、電子メール及び本市が運用する各ホームページその他当会が判断する方法により必要な情報を通知する。会員がインターネット環境を利用しないこと等によって会員特典を受けられない場合及び情報伝達の遅れ等の不都合が生じた場合は、当会はいかなる責任も負わない。
- 8 会員イベント等の各申込に際して、人数や申込条件による制限により、対象となる特典を受けることができない場合があることを承諾するものとする。

(入会手続)

第6条 入会希望者は、WEB申込フォーム、入会申込書（別記様式）の郵送、FAXによる送付又は事務局窓口等において入会手続を行うものとする。

- 2 入会希望者は、入会の申込に当たり、次に掲げる全ての事項に同意したものとする。
- (1) 事務局が会員の住所、氏名、性別、年齢、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員の個人情報」という。）を登録すること。
 - (2) 当会の運用上必要な場合に限り、事務局が会員の個人情報を利用すること。

(会員の義務)

第7条 会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレスその他登録情報に変更が生じた場合には、会員は、速やかに当会へ報告を行うものとする。会員が登録情報の変更を怠った結果、当会からの通知等が会員に到達しなかった場合又は会員特典その他サービスを受ける機会を喪失する等の不利益については、当会は一切の責任を負わない（当会への連絡は指定する連絡先に対して行う。）

- 2 会員は、当会から発行された会員番号、パスワード等を各自責任を持って管理・保管するものとする。
- 3 パスワードは第三者に知られることのないよう定期的に変更する等、会員が適切に管理・保管するものとする。
- 4 当会は、パスワードの変更手続等による管理・保管がなされなかつたことにより、会員に生じた損害について一切の責任を負わない。

(プライバシーと個人情報の取扱い)

第8条 当会は、入会希望者及び会員の個人情報（以下「個人情報」という。）保護に關

する法律その他の法令を遵守し、個人情報の重要性を鑑み、当会が取得、管理している個人情報を以下の方針に基づき適正に取扱い、個人情報の保護に努める。また、当会は取得した個人情報をサービスの拡充、改善などを図るための調査・分析等に際し個人を識別できない統計的情報等として利用するものとする。

- 2 法令等の遵守について、当会及び当会の運用に際し関係する団体（以下「関係団体」という。）において、個人情報保護法、その他関係する法令を遵守する。
- 3 個人情報の利用について、当会が取得し管理する個人情報は当会の運用範囲内で利用することとし、運用上必要となる情報発信等に際し関係団体への提供を行う場合は、当該提供先への個人情報管理、監督を行う。
- 4 個人情報の第三者提供について、当会は個人情報保護法、その他法令で許容されている場合等の正当な理由がある場合を除き、個人情報を事前の本人承諾を得ることなく第三者に提供、開示しない。
- 5 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去（退会）等について、当会が保有する個人情報について本人からの開示、訂正、利用停止、消去等の希望がなされたときは、当会は個人情報保護法、その他関係法令及び当規約に基づき速やかに対応することとする。なお、当該希望の受付に当たり、本人確認のため、当会へ登録されている氏名、住所、電話番号、会員番号、ID、パスワード等の聞き取りを行うこととする。

（禁止行為）

第9条 会員は、次に該当する行為を行ってはならない。

- （1） 第2条の目的に反する行為
- （2） 有償無償を問わず、当会により得られた物品、情報その他会員資格に基づいた権利を第三者へ転売、譲渡、貸与等すること
- （3） 会員資格の会員番号、パスワード等の売買、譲渡、架空名義の使用及び第三者への使用承諾
- （4） 当会における営利活動、個人の宣伝及びこれらに準ずる行為並びに政治、宗教に関する行為
- （5） 当会から提供を受けた情報等の商用利用を目的とした無断転載及び配布等
- （6） 当会、会員、本市の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権及び権利利益を侵害する行為又はおそれのある行為
- （7） 法令若しくは公序良俗に反する又は反するおそれのある行為

（退会・会員資格の喪失等）

第10条 会員による退会の意思表示があったときは、会員資格を失うものとする。

- 2 会員が次の各号に該当すると当会が判断した場合には、事前に通知することなく当該会員資格の取消等の措置を講じができるものとする。
 - （1） 会員の登録情報に虚偽の事実が認められた場合
 - （2） 過去に強制的に当会を退会させられたことが判明した場合
 - （3） 会員が法令や本規約に違反する行為をした場合
- 3 会員資格の取消等の措置を講じた日をもって、会員の権利利益は受けられなくなるものとするが、当該時点前に申込、支払等が完了している会員特典についてはこれに

よらない。

(サービスの変更・停止等)

第11条 当会は、会員特典その他サービスの全部又は一部を予告なく変更することがある。ただし、会員に重大な不利益を与えるおそれがある場合には、事前に通知するものとする。

2 当会は、システムの保守を行う場合又は自然災害、停電その他不慮の事故等の不可抗力によりサービスの提供が困難な場合は、停止・中断する場合がある。

3 当会は、本条に従ってとった措置に起因して会員に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(免責事項)

第12条 当会は、当会の利用に関し、会員に生じた損害について本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わない。

2 当会が通知した申込期限内に申し込まなかった場合には、申込の権利は、失効する。

3 会員に起因する事由によるサービスの利用における障害については、当会は一切の責任を負わない。

4 本市は当会の運用、事業展開その他の事情により、当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会の全部又は一部を解散するものとする。

5 前項の場合、事務局は、会員に対し送付物、電子メール及び本市が運用する各ホームページ等のいずれかの手段を用いて周知を行うものとする。

(損害賠償)

第13条 会員は、当会の利用に関し、自己に責任のある理由によって本市又は第三者に対して損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとする。

2 会員は、当会の利用に関し、他の会員その他第三者からクレームや請求を受けた場合及び紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとする。

(紛争の解決)

第14条 規約に定めがない場合又は解釈に疑義がある場合は、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い、解決するものとする。

2 紛争を訴訟によって解決する場合には、山形地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

附 則

この規約は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月1日から施行する。

別記様式（第6条第1項関係）

かみのやまファンクラブ「E N G I N E～縁人～」入会申込書

入会申込に際し下記同意事項にチェックし、同意した方のみ受付いたします。規約をご確認くださいますようお願い申し上げます。

かみのやまファンクラブ「E N G I N E～縁人～」規約に同意し、入会を申し込みます。

氏名	姓	名	
氏名（ふりがな）	せい	めい	
郵便番号	〒	—	
都道府県			
市区町村・番地			
それ以降の住所 (建物名・部屋番号など)			
電話番号	—	—	—
FAX番号	—	—	—
メールアドレス			
メール送信希望	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
生年月日	年	月	日
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	

※申込受付後、審査を行い、会員登録の完了となります。